

東京都エコ農産物認証制度「安全確認者」設置要領

平成25年8月20日 25産労農安第506号
一部改正 令和元年7月1日 31産労農安第416号
一部改正 令和6年4月1日 5産労農安第1671号

第1 目的

この要領は、東京都エコ農産物認証実施細則（平成25年4月1日付25産労農安第3号。以下「実施細則」という。）第6に定める「安全確認者」に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

安全確認者が行う所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 申請ほ場の調査（普及指導員が主体で行う申請ほ場の調査に協力する）
- (2) 残留農薬調査に供する検体の採取、収集及び分析機関への搬送
- (3) 生産者から提出された生産履歴の確認と都への報告
- (4) 生産者の栽培管理等について指導

第3 安全確認者の選任

安全確認者は、実施細則第6「確認内容の信頼性を高める上から、農業関係団体等の当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者を選任する。」と定めている。このことから、原則として、都内各JAまたはこれに準じる生産者組織の長に安全確認者の推薦を依頼し、当該組織から推薦された者等の中から農林水産部長が選任し、委嘱する。

第4 安全確認者の任期

安全確認者の任期は、委嘱の日から3年間とする。

第5 事務局

安全確認者の事務局は、東京都産業労働局農林水産部食料安全課に置く。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、安全確認者の設置に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- この要領は、平成25年8月20日より施行する。
この改正は、令和元年7月1日から施行する。
この改正は、令和6年4月1日から施行する。